第二条の二第三項中「所得税法施行令」の下に「（昭和四十年政令第九十六号）」を加え、「第三条の三第一項」を「第三条の三第二項」に改める。

第二条の四第一項第二号中「同条第一項」を「同条第二項」に改め、同条第九項中「第二条の二第九項」を「第二条の二第八項」に改め、同条第十項中「第二条の二第十項」を「第二条の二第九項」に改め、同条第十一項中「第二条の二第十一項」を「第二条の二第十項」に改め、同条第十二項中「第二条の二第十二項」を「第二条の二第十一項」に改める。

第三条の十八第一項中「第五条の二第一項第一号」を「第五条の二第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同項第四号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項中「第五条の二第一項第一号」を「第五条の二第一項」に改め、同項第七号中「次条第二項第七号」を「次条第一項第七号」に改め、同項第八号中「、第五項第六号及び第十二項第四号」を「及び第七項第四号」に改め、同条第三項中「第三条第三項本文」を「第三条第二項本文」に改め、同項第一号中「提出する」の下に「施行令第三条第二項各号の」を加え、「又は法第五条の二第十八項に規定する適格口座管理機関（以下この条において「適格口座管理機関」という。）」を「、特定口座管理機関（法第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）の営業所等又は特定間接口座管理機関（法第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同項第三号中「第三条第三項」を「第三条第二項ただし書」に、「特定振替割引債」に改め、同条第四項中「第三条第三項ただし書」を「第三条第二項ただし書」に、「若しくは記録がされ、又は同項ただし書に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された」を「又は記録がされた」に改め、同条第五項から第八項までを削り、同条第九項中「第五条の二第四項第一号」を「第五条の二第四項」に改め、同項第三号中「第五条の二第四項第二号」を「第五条の二第三項」に、「受益者等」を「受益者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項第四号中「第三条第十一項第三号」を「第三条第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第三条第十三項」を「第三条第七項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十六項」に、「特定振替機関等」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「第三条第十三項」を「第三条第七項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十三項」を「第五条の二第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項から第二十二項までを削り、同条第二十三項中「第五条の二第十三項」を「第五条の二第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二十四項を同条第十項とし、同条第二十五項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十二項第一号」に、「組合等届出書」を「非課税適用申告書又は同項第三号に定める申告書」に、「第九項第一号又は第三号」を「第二項第一号又は第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十六項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十二項第一号」に改め、「、第三十五項及び第三十七項」を削り、同項第一号中「名称」の下に「（当該異動申告書を提出する者が施行令第三条第一項に規定する適格外国証券投資信託等（以下この条において「適格外国証券投資信託等」という。）の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託等のそれぞれの名称）」を加え、同項第二号中「変更後の氏名若しくは名称又は住所等」の下に「（当該異動申告書を提出する者が適格外国証券投資信託等の受託者である場合にあつては、当該受託者の変更前の氏名若しくは名称若しくはその受託をした適格外国証券投資信託等の名称又は住所等及び変更後の氏名若しくは名称若しくはその受託をした適格外国証券投資信託等の名称又は住所等）並びにその変更をした年月日」を加え、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第五条の二第十二項第二号に規定する組合等届出書又は同項第四号に定める届出書に記載した財務省令で定める事項は、第五項第一号又は第三号に掲げる事項とする。

第三条の十八第二十七項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十二項第二号」に、「届出書（以下この条」を「届出書（以下この項」に改め、同項第四号中「第九項第三号」を「第五項第三号」に、「第十項」を「第六項」に改め、同項第五号中「第九項第三号」を「第五項第三号」に改め、同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第二項の規定は法第五条の二第十二項第三号に規定する財務省令で定める事項について、第五項の規定は同条第十二項第四号に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三条の十八第二十八項中「第五条の二第十六項及び第十七項に」を「第五条の二第十四項に」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第一号中「第三条第三項」を「第三条第二項」に、「この項、次項及び第四十三項」を「この条」に、「及び住所等」を「、住所等及び当該非課税適用申告書の提出年月日（同項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者にあつては、同項本文に規定する特例書類の提出年月日）」に改め、同項第二号中「第五条の二第十六項及び第十七項」を「第五条の二第十四項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第五項後段」を、「）の銘柄」の下に「（振替国債にあつては社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十一条第三項第二号に規定する銘柄をいい、振替地方債にあつては同法第百十三条において準用する同法第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号ニを削り、同項第四号中「法第五条の二第一項の規定の適用を受けることとなる額に限る。）」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　当該非課税適用申告書を提出した者が法第五条の二第十二項第一号又は第三号に定める申告書を提出した場合には、これらの申告書の提出年月日

第三条の十八第二十八項第八号中「並びに当該」を「、当該」に改め、「含む。）」の下に「並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の業務執行者等が提出した組合等届出書の提出年月日」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　前号の業務執行者等が法第五条の二第十二項第二号又は第四号に定める届出書を提出した場合には、これらの届出書の提出年月日

第三条の十八第二十八項を同条第十六項とし、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「第三条第二十五項及び第二十六項」を「第三条第十七項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第三十一項中「第三条第二十五項」を「第三条第十七項」に、「振替帳簿」を「帳簿」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　法第五条の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の二第十五項の規定による通知をする適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　非課税適用申告書を提出した者が前号に規定する適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債（それぞれその利子につき法第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄及びその銘柄ごとの当該振替国債又は振替地方債に係る償還金の額

三　前号に規定する振替国債又は振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日

四　その他参考となるべき事項

第三条の十八第三十二項中「第三条第二十七項」を「第三条第十八項」に、「特定振替機関等又は」を「特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又は」に、「特定振替機関等が」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が」に、「特定振替機関等に」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関に」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十三項から第三十八項までを削り、同条第三十九項中「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に、「施行令第